

○東大阪市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成17年1月31日東大阪市規則第3号

改正

令和3年11月15日規則第81号

東大阪市人権尊重のまちづくり審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市人権尊重のまちづくり条例(平成16年東大阪市条例第18号。以下「条例」という。)第5条第4項の規定に基づき、東大阪市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)の会議を公開しない場合を定めるとともに、同条第8項の規定に基づき、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議を公開しない場合)

第2条 条例第5条第4項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 東大阪市情報公開条例(平成11年東大阪市条例第1号)第6条に規定する不開示情報に該当する事項について審議が行われる場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認める場合

2 前項各号に該当するかどうかは、会長が審議会に諮って、決定する。

(委員の再任)

第3条 委員は、再任されることができない。ただし、次のいずれかに該当するときは、2回に限り再任されることができる。

- (1) 学識経験のある者その他人権に関し優れた識見を有する者を委嘱するとき。
- (2) 任期の満了の際、現に継続中の案件があり、かつ、当該案件について精通した者を委嘱するとき。
- (3) 補欠の委員で任期の満了の際に委員であった期間が1年に満たないものを委嘱するとき。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第6条 会長は、特に緊急を要するため審議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合その他やむを得ない事由のある場合は、委員に議案の概要を記載した書面を送付し、又は議案の概要を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信した上で賛否その他の意見を徴することにより審議会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席」とあるのは「書面又は次条第1項に規定する電磁的記録により意見を提出」と、「開く」とあるのは「成立させる」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「意見を提出した委員」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、人権文化部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 条例第5条第6項の規定による委嘱後最初の審議会の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。

附 則（令和3年11月15日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。